

令和8年生駒市議会（第4回）臨時会議案

令和8年4月28日

生 駒 市

令和 8 年生駒市議会（第 4 回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 4 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第 32 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について)	3～10
議案第 33 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	11～15
議案第 34 号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	16～22

報告第 4 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和8年4月28日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償額

12,500円

2 事案の概要

市史編さんの執筆謝礼に係る源泉所得税及び復興特別所得税について、その算定に誤りがあり、過少に納付していたことに後日気づき、不足分を納付したところ、納期限が過ぎていた。このことから、不足分に係る不納付加算税の納付を求める旨の通知を奈良税務署から受けたため、当該不納付加算税を納付するものである。

令和8年4月17日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 32 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 5 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第89条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第89条の6第1項の申告書、」を削る。

第18条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第88条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第88条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改

め、同項を同条第2項とする。

第89条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第89条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第89条の3から第89条の8までを削る。

第90条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第93条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第95条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に、「理由」を「事由」に、「説明する」を「証明する」に改め、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「理由」を「事由」に改める。

第98条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に、「戦傷病者手帳の」を「戦傷病者手帳の」に、「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同条第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第99条第2項中「第88条第3項ただし書」を「第88条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「理由」を「事由」に改め、同条第7項中

「所有若しくは使用しない」を「所有し、若しくは使用しない」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「理由」を「事由」に改め、同条第8項中「第2項の標識」の次に「の交付」を加える。

附則第9条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第9条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第9条の3の2第1項」を「附則第9条の3第1項」に改め、同条を附則第9条の3とする。

附則第10条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第9条の3の2第1項」を削る。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「 $\frac{3}{2}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改め、同条第13項中「附

則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第12条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項

」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第16条の6から第16条の10までを削る。

附則第17条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する

年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 17 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 18 条第 3 項第 2 号、第 19 条第 3 項第 2 号及び第 20 条第 3 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 第 1 項及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 21 条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 22 条第 5 項第 2 号、第 23 条第 2 項第 2 号及び第 25 条第 2 項第 2 号中「、附則第 9 条の 3 第 1 項及び附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 25 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 9 条の 3 第 1 項及び第 9 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 9 条の 3 第 1 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方

税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に旧法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（生駒市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 生駒市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年 5 月生駒市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

議案第 33 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 6 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第3条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第3条の6（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第3条の12中「附則第3条の8」を「附則第3条の9」に改め、同条を

附則第3条の13とする。

附則第3条の11中「附則第3条の8」を「附則第3条の9」に改め、同条を附則第3条の12とする。

附則第3条の10中「附則第3条の8」を「附則第3条の9」に改め、同条を附則第3条の11とし、附則第3条の9を附則第3条の10とする。

附則第3条の8の前の見出しを削り、同条を附則第3条の9とし、同条の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第3条の7の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 3 条の 7 を附則第 3 条の 8 とし、附則第 3 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

(法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合)

第 3 条の 7 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 8 条中「附則第 3 条の 8 及び第 3 条の 1 0」を「附則第 3 条の 9 及び第 3 条の 1 1」に、「附則第 3 条の 8 及び第 3 条の 1 1」を「附則第 3 条の 9 及び第 3 条の 1 2」に、「附則第 3 条の 9、第 3 条の 1 1 及び第 3 条の 1 2」を「附則第 3 条の 1 0、第 3 条の 1 2 及び第 3 条の 1 3」に、「附則第 3 条の 1 1」を「附則第 3 条の 1 2」に改める。

附則第 9 条中「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」を「第 8 項、第 1 2 項から第 1 6 項まで、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項から第 3 2 項まで、第 3 5 項、第 3 6 項、第 4 0 項若しくは第 4 3 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向

上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年4月28日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の

世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第11条を次のように改める。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第11条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

第11条の次に次の2条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第11条の2 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条の3 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及び

キに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,190円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について140円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について850円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について100円

第23条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について340円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について40円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 255円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 425円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に

属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第10項までの規定中「第9条」の次に「、第11条」を加え、「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則第11項及び第12項中「第9条」の次に「、第11条」を加える。

附則第13項及び第14項中「第9条」の次に「、第11条」を加え、「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国

民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。